

国別登録簿利用規程骨子

1. 目的（第1条）

- ・ この規程は、我が国の法人が京都議定書のクレジットを取得、保有、移転できるよう、国別登録簿における口座開設、クレジットの登録、移転記録、その他登録簿の運営及び利用に関する事項を定めるものである。

2. 登録簿の構成（第3条）

- ・ 登録簿には、保有口座、取消口座、償却口座を開設  
（法人は、保有口座を開設）
- ・ 口座に記載されるクレジットには、シリアルナンバーを付与

3. 口座開設手続（第4条）

- ・ 登録簿に口座を開設するためには、電子署名を取得の上、下記の事項を登録簿管理者に申請
  - 法人名及び代表者の氏名
  - 本店の所在地
  - 担当責任者の氏名及び連絡先
  - 所在地、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス

- ・ 口座開設に際しては、下記の事項に同意することが必要
  - 登録簿に記載されるクレジットについて、京都議定書及び関連する国際合意による制約を受けること、及びかかる制約により口座開設者に損害が生じても何ら補償されないこと
  - 京都議定書及び関連する国際合意の創設、改廃、国内政策の変更等により、利用規程が変更されうること、及びかかる規程の変更により口座開設者に損害が生じても何ら補償されないこと
  - 口座開設後、登録簿の利用については、利用規程の定めに従うこと

- ・ 登録簿管理者は上記を確認の上、保有口座を開設する。（1法人1口座）

4. クレジットの登録記載（第5条）

- ・ CDM 登録簿に CER を保有する口座開設者は、CDM 登録簿管理者に対して CER の移転を申請するとともに、我が国の登録簿管理者に対してもその旨を通知
- ・ 我が国の登録簿管理者は、CDM 登録簿から移転の通知に基づき、本登録

簿内の指定された口座に CER を登録記載

上記以外の登録記載（他国の登録簿からの移転）については、国際ルールが定まり次第、規定を整備（第 17 条）

5. クレジットの移転（第 6 条）

- ・ 自己の口座にクレジットを有する口座開設者は、下記の事項を特定して、登録簿管理者に対し移転申請を行う。

クレジットの種別（AAU / CER / ERU / RMU の別）

クレジットの約束期間、原産締約国

クレジットにかかるプロジェクト / 活動を示す番号

クレジット量

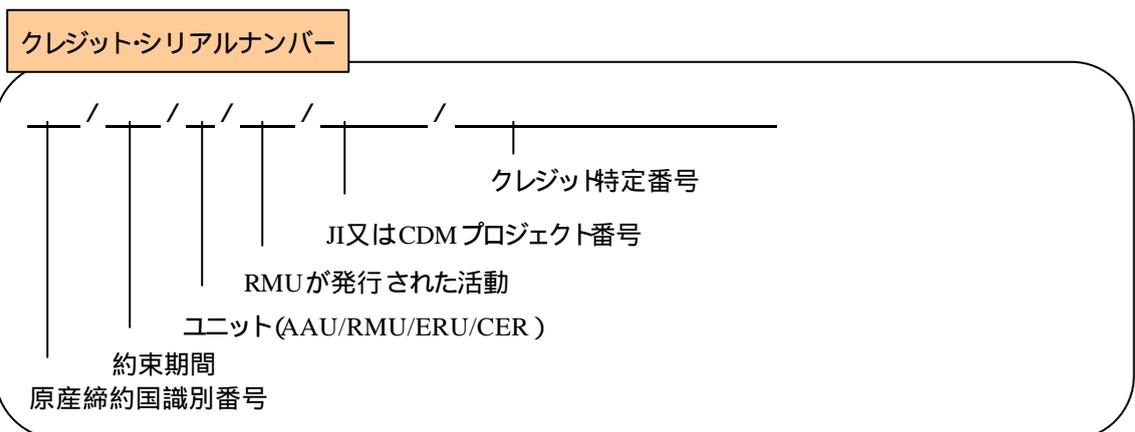
移転先の口座番号

移転先の口座名義人

（シリアルナンバーのうち、クレジット特定番号については、番号の小さいものから順次移転する。）

- ・ 申請を受けた登録簿管理者は、指定された口座にクレジットを移転し、移転元、移転先の口座開設者に対して、その旨を通知
- ・ 申請内容に不備がある場合、指定されたクレジットが口座に存在しない場合、移転先の口座が停止されている場合・存在しない場合には、移転申請の全てを受理せず、その旨を申請者に通知

【シリアルナンバーのイメージ】



6. 記録の過誤訂正（第7条）

- ・ 管理者はクレジットの登録、移転、抹消の記録について過誤を発見した場合には、訂正可能な範囲において訂正を行う。
- ・ 訂正を行った場合には、速やかに訂正を行った口座の口座開設者に対して通知する。

7. 登録簿の運営（第8条）

- ・ 登録簿の運営業務は、平日の 9:30～12:00、13:30～17:00 とする。  
ただし、申請については、24 時間申請可能  
業務時間の臨時変更、業務の一時停止を行う場合には、登録簿運営サイトにおいて公表
- ・ 本規程に基づき管理者が口座開設者に対して行う通知は、原則として、登録簿運営サイトの口座開設者の口座情報表示画面において行う。

8. 登録簿の利用（第9条）

- ・ 本規程に基づく手続きについては、原則として電子申請方式による。  
具体的には、経済産業省の汎用電子申請システム（ITEM2000）を用いた  
手続とする。

9. 口座情報の取り扱い（第10条）

- ・ マラケシュ合意の規定に従い、下記の情報について公開する。

(1)各口座に関する情報

口座開設者名

口座の種別（保有口座、取消口座、償却口座の別）

約束期間

口座開設者特定番号

担当責任者の氏名及び連絡先

（住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）

(2)JI プロジェクトに関する情報〔日本で行われた JI プロジェクトに限る。〕

プロジェクト名

プロジェクトの実施場所

ERU の発行年

JI プロジェクトに関する公表資料

(3)各年の保有・取引情報〔1年に1回集計を行い公開〕

各口座における年初の各クレジットの総量

日本国政府に割当てられた AAU の総量

JI プロジェクトの結果発行した ERU の総量

他国の国別登録簿から移転を受けた各クレジットの総量及び移転元の登録簿及び口座名

発行した RMU の総量

他国の国別登録簿に移転した各クレジットの総量及び移転先の登録簿及び口座名

京都議定書第 3 条第 3 項及び第 4 項に基づく吸収源活動により超過の排出が生じたことにより取り消された各クレジットの総量

京都議定書第 3 条の排出削減義務が遵守できなかったことにより取り消された各クレジットの総量

その他の事由により取り消された各クレジットの総量

償却された各クレジットの総量

前の約束期間から繰り越された各クレジットの総量

各口座に記載されている各クレジットの量

10. 口座利用の停止及び口座の廃止（第 11 条）

- ・ 口座開設者が虚偽の申請を行った場合等、本規程に重大な違反を行った場合には、保有口座の利用を停止し、その旨を通知する。
- ・ 次の場合には、口座を廃止し、本規程に基づく口座利用関係は終了する。
  - 口座開設者から口座を廃止する旨の申し出があった場合
  - 管理者が登録簿管理業務を廃止する場合
  - 口座利用の停止の通知後、30 日以内に違反状態を解消できなかった場合
- ・ 廃止される口座にクレジットが残っている場合には、口座利用の終了時から 10 日以内に他の口座への移転申請を行うこととする。10 日以内に移転申請がなされない場合には、管理者が適宜処分を行う。

11. 口座開設者の地位の譲渡及び担保差し入れ（第 12 条）

- ・ 本規程に基づく口座開設者の地位及び権利義務を他人に譲渡、移転、担保差し入れその他の処分を行うことはできない。

12. 変更の届出（第 13 条）

- ・ 口座開設者は住所等に変更が生じた場合には、変更内容を届け出なければ

ならない。

13. 免責事項（第14条）

- ・ 管理者は、クレジットの移転については、電子署名の確認により本人確認を行うこととし、当該電子署名につき第三者の不正使用その他の事故に起因、又は関連して口座開設者に発生した損害について、一切の責任を負わない。
- ・ 管理者は、天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害等に起因、関連して登録記載、移転記録の申請の遅延、不能又は誤処理がなされたことにより口座開設者に発生した損害につき、管理者に重大な過失がない限り、一切の責任を負わない。
- ・ 管理者は、破産管財人、相続人等の申請に基づく新ユーザーID、パスワードの交付、クレジットの移転手続等の処理について、管理者に重大な過失がない限り一切の責任を負わない。
- ・ 管理者は、クレジットの差押え等、裁判所の命令に従って行動した結果、仮に口座開設者その他の第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わない。

14. 規程変更（第16条）

- ・ 本規程は、京都議定書及び関連する国際合意の創設、改廃、国内政策の変更等により、必要に応じて変更される。
- ・ 規程を変更する場合には、管理者は事前に登録簿運営サイトにおいて公表。
- ・ 口座開設者は異議がある場合には公表された日時までにその旨を申し出ることとし、申し出を行った日から30日後に口座を廃止する。口座開設者はその間に口座に記載されたクレジットの移転申請を行う。
- ・ 口座の廃止時点で残っているクレジットについては、管理者が適宜処分を行うこととする。

15. 雑則（第17条）

- ・ 他国の国別登録簿からのクレジットの登録記載、他国の国別登録簿へのクレジットの移転については、国際ルールが定まった後に規定の整備を行う。